

被扶養者認定事務取扱要領

長崎県市町村職員共済組合

令和7年10月

目次

第 1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	被扶養者認定の原則・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3	用語の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 4	被扶養者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 5	国内居住要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 6	扶養事実の確認が特に必要な者・・・・・・・・	3
第 7	収入の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 8	被扶養者の認定基準・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 9	認定の効力と消滅・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第 10	被扶養者の認定及び取消しに係る手続き	8
別表 1	「三親等内の親族」・・・・・・・・・・・・・・・・	10
別表 2	「事業収入に係る必要経費の認否一覧表」	11
別表 3	「認定手続きにおける共通確認書類一覧表」	12
別表 4	「認定手続きにおける認定日確認書類一覧表」	13
別表 5	「認定手続における収入額確認書類一覧表」	13
別表 6	「国内居住要件に関する提出書類一覧表」	14
別表 7	「認定取消し手続きにおける提出書類一覧表」	15
別紙 1	「給与見込証明書」・・・・・・・・・・・・・・・・	16
別紙 2	「給与実績証明書」・・・・・・・・・・・・・・・・	17

第1 目的

この要領は、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき、長崎県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）における被扶養者の認定を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 被扶養者認定の原則

被扶養者認定は、法第2条第1項第2号及び関連法令等に基づき、組合員の経済的扶養能力、認定対象者の収入、生活実態、組合員により主として生計が維持されている又は維持される見込みであるかなど、社会通念を踏まえ総合的に判断し、認定する。

第3 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- 1 「子」とは、実子及び養子をいう。
- 2 「父母」とは、実父母及び養父母をいう。
- 3 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。
- 4 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。
- 5 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹をいう。
- 6 「三親等内の親族」とは、別表1に掲げる三親等内の血族及び姻族をいう。
- 7 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。なお、同一世帯が条件の被扶養者が、施設（身体（知的）障害者授産施設、知的障害者更生施設、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設等又は介護療養型医療施設等）に入所している場合は、同一世帯とみなす。
- 8 「収入」とは、被扶養者として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。

また、「年間収入」とは、暦年による収入ではなく、扶養事実が生じた日以降の恒常的な収入によって算定した金額であって、退職手当金や土地の売却収入等の一時的な収入及び奨学金はこれに該当しない。

- 9 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生、生徒並びに監督庁の許可を受けている学校法人又は各種学校（修業期間1年以上のものに限る。）の学生、生徒とする。ただし、定時制課程、通信制課程、夜間課程及び通信による教育を受けている学生を除く。

第4 被扶養者の範囲

被扶養者とは、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものその他健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者を除く。）で、主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。）の収入により生計を維持するものであって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものをいう。

- 1 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で1に掲げる者以外のもの
- 3 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母、子及びその配偶者の死亡後におけるその父母、子で、組合員と同一世帯に属するもの

第5 国内居住要件

- 1 日本国内に生活の基礎があると認められるものは、次に掲げる者とする。
 - （1）外国において留学をする学生
 - （2）外国に赴任する組合員に同行する者
 - （3）観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に外国に渡航する者
 - （4）組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、（2）に掲げる者と同等と認められるもの
 - （5）（1）から（4）までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- 2 国内居住要件を満たす者
 - （1）住所については、日本国内に住民票があるかどうかで判断し、住所が日本国内にある者
 - （2）外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者
- 3 国内居住要件を満たさない者
住所が日本国内にあっても、外国で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した者

第6 扶養事実の確認が特に必要な者

1 8歳以上60歳未満の者で次に掲げる者以外の者については、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いため、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認する。

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）第11条に相当する給与条例の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者
- 2 学生
- 3 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号の2又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者
- 4 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

第7 収入の取扱い

収入は、次に掲げる全ての収入金額により算定する。

- 1 給与収入等
給料、賞与、手当、賃金、報酬、休業給付、失業給付等の収入
- 2 次に掲げる法律に基づく公的年金等の収入
 - (1) 国民年金法
 - (2) 厚生年金保険法
 - (3) 国家公務員共済組合法
 - (4) 地方公務員等共済組合法
 - (5) 私立学校教職員共済法
 - (6) 恩給法
 - (7) 退職年金条例
 - (8) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
 - (9) 国家公務員災害補償法
 - (10) 地方公務員災害補償法
 - (11) 労働者災害補償保険法
 - (12) 農業者年金基金法
 - (13) その他の年金支給に関する法律により支給される年金給付
- 3 農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入
当該収入から別表2に掲げる必要と認められる経費を控除した額を収入とする。
- 4 個人年金等（年3回以上送金されるものに限る。）の収入
- 5 土地、家屋の賃貸等による不動産収入
- 6 その他、1から5に準ずる収入

第8 被扶養者の認定基準

被扶養者の認定基準を次のように定める。

1 被扶養者として認定できない者

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者
- (2) その者について、当該組合員以外の者が一般職給与法第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から支給されている者
- (3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない場合
- (4) 年間130万円（19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く。以下、「特定認定対象者」という。）である場合にあっては、年間150万円）以上の収入がある者。ただし、その者の収入の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者（以下、「60歳以上等」という。）である場合にあっては、年額180万円以上の収入がある者とする。

なお、特定認定対象者の年齢要件については、その年の12月31日現在の年齢（誕生日の前日において加算）で判定する。

また、収入は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な収入の現況により算定する。従って、過去においてこの金額（以下、「認定基準収入額」という。）以上の収入があった場合においても、現在収入がないときは、これに該当しない。

- (5) 日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」又は「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

2 配偶者がいる場合の取扱い（父母等）

認定対象者に配偶者（配偶者が組合員である場合を除く。）がいる場合は、夫婦の扶助義務の観点から、その夫婦の収入を合算額で取扱う。一方の収入が認定基準収入額未満であっても、夫婦の収入の合算額が、夫婦それぞれの認定基準収入額の合算額の7割以上の場合は認定できない。

例1 夫婦が共に特定認定対象者又は60歳以上等でない場合

182万円（130万円×2×70%）

例2 夫婦の一方が特定認定対象者で、もう一方が60歳以上等である場合

231万円 {（150万円+180万円）×70%}

3 組合員と別居している者（18歳未満の者及び学生を除く。）の認定における取扱い

組合員と別居している者については、次の援助を継続的（3か月に1回（年4回）以上）に行っている場合に「主として組合員の収入により生計を維持する者」とする。

なお、二世帯住宅で生活している場合、同一敷地内に別棟で生活している場合については別居しているものとして取扱う。

また、援助方法については、送金等の客観的に確認ができる方法とし、現金の手渡し等の客観的に確認ができない方法は認めないものとする。この場合の確認書類として、通帳の写し（口座名義人の箇所を含む。）や金融機関からの振込受領書、銀行ATMの利用明細書の写し等の添付を必要とする。

ただし、第3 7に規定する「同居していることを要しない場合」及び「同一世帯とみなす場合」は、援助の確認を要しない。

（1）配偶者がいない者

認定対象者に配偶者がなく、組合員と別居している者については、その者の収入額以上の援助を継続的に行っている場合に「主として組合員の収入により生計を維持する者」とする。

（2）配偶者がいる者（父母等）

認定対象者に配偶者があり、組合員と別居している者については、次のとおりとする。

ア 夫婦合算の収入額以上の援助をしている場合は、夫婦共に「主として組合員の収入により生計を維持する者」とする。

イ 夫婦合算の収入額の2分の1以上の援助をしている場合は、収入が少ない方を「主として組合員の収入により生計を維持する者」とする。

ウ 夫婦合算の収入額の2分の1以上の援助をしていない場合は、夫婦共に「主として組合員の収入により生計を維持する者」としない。

（3）援助額の基準

認定対象者の収入と援助額の合計が次の基準未満の場合は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」としない。

ア 認定対象者が1人の場合 月6万円（年間72万円）

イ 複数の認定対象者同士が別居している場合 1人当たり月6万円（年間72万円）

ウ 認定対象者2人が同居している場合 月合計10万円（年間120万円）

エ 認定対象者3人が同居している場合 月合計13万円（年間156万円）

4 共同扶養の取扱い

共同扶養の場合の被扶養者の認定に関する判断基準は次のとおりとする。

（1）被扶養者となる者の人数にかかわらず、年間収入の多い者の被扶養者とする。

（2）扶養者それぞれの年間収入が同程度の場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。

（3）年間収入が同程度であるとは、年間収入額が多い方に対し、1割未満の差であることとする。

（4）育児休業をした場合の生計維持関係は、育児休業をしていないものとして取り扱うため扶養替えの必要はないが、組合員から申出があった場合はこれを妨げるものではない。

5 雇用保険法による給付受給者の認定における取扱い

基本手当等を受けている間は、主として組合員の収入によって生計を維持しているとは考えられないものであるが、給付日額が3,612円（60歳以上等は5,000円）未満の場合には被扶養者の対象とする。

ただし、一時金として支払われる給付（再就職手当等）は、収入に含まない。

6 毎月の給与収入等が安定しない者（日給又は時給制）の取扱い

毎月の給与収入等が安定しない者は次のとおりとする。

（1）認定の基準

ア 就職日が申告時の過去1年以内でなく、かつ、過去1年以内に労働条件（日給、時給、勤務時間、勤務日数等の給与支払に影響するものに限る。以下同じ。）の変更が無い場合

過去1年の収入実績及び将来1年の収入見込みのそれぞれ1年間の合計額が、どちらも認定基準収入額未満である場合に、被扶養者の対象とする。

イ 申告時の過去1年以内に就職した場合又は労働条件を変更した場合

将来1年の収入見込みの合計額が認定基準収入額未満である場合に、被扶養者の対象とする。

（2）認定取消の基準

過去1年の収入の合計が認定基準収入額以上となった場合は、被扶養者の対象としない。

ただし、認定基準収入額以上となった場合でも、将来1年の収入見込みが認定基準収入額未満の場合は、被扶養者の対象とする。

7 兄弟姉妹及び孫の取扱い

認定対象者に親がいる場合は、第1扶養義務者は親とする。ただし、当該扶養義務者及び認定対象者の収入の合算額が、それぞれの認定基準収入額の合算額以下の場合は、親が扶養できないと判断し、被扶養者の対象とする。

例1 片親の場合で、認定対象者及び親が共に特定認定対象者又は60歳以上等でない場合

260万円（130万円×2）

例2 片親の場合で、認定対象者又は親のうち1人が特定認定対象者で、もう1人が60歳以上等である場合

330万円（150万円＋180万円）

例3 両親の場合で、認定対象者及び親が共に特定認定対象者又は60歳以上等でない場合

390万円（130万円×3）

例4 両親の場合で、認定対象者又は親のうち1人が特定認定対象者又は60歳以上等でなく、1人が特定認定対象者、1人が60歳以上等である場合

460万円（130万円＋150万円＋180万円）

第9 認定の効力と消滅

1 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合

新たに組合員となった日から認定の効力が発生する。ただし、その日から30日以内に届け出がない場合は、届け出を受けた日（所属所がその被扶養者申告書を受理した日）から認定の効力が発生することとする。

2 新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合

扶養事実が生じた日から認定の効力が発生する。ただし、その日から30日以内に届け出がない場合は、届け出を受けた日（所属所がその被扶養者申告書を受理した日）から認定の効力が発生することとする。

なお、扶養事実が生じた日については、次のとおりとする。

（1）出生のときは、出生の日

（2）婚姻したときは、法律上の婚姻にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情が生じた日

（3）会社等を退職し、被扶養者の要件を満たしているときは、退職日の翌日

（4）年金受給額が減少したときは、減少した年金の受給日

（5）雇用保険法による給付の受給が満了したときは、最終の処理日

（6）各医療保険者による休業給付の受給が満了したときは、最終の振込日の翌日

（7）同居により被扶養者の要件を満たすこととなったときは、同居した日

（8）雇用形態の変更等により、他の医療保険制度の被保険者を喪失したときは、喪失した日

（9）給与収入が減少したとき（（8）を除く。）

ア 月給制の場合は、減少した給与に係る勤務開始日

イ 日給又は時給制で、労働条件に変更がある場合は、減少した給与に係る勤務開始日

ウ 日給又は時給制で、労働条件に変更が無い場合は、申告日

（10）事業収入が減少したときは、税務署の確定申告書受付日

（11）事業を廃止したときは、廃業日の翌日

3 被扶養者の要件を欠く者が生じた場合

被扶養者の資格は、その要件を欠くに至った日から消滅する。

なお、要件を欠くに至った日については、次のとおりとする。

（1）死亡のときは、死亡した日の翌日

（2）離婚したときは、法律上の離婚に関わらず、事実上婚姻関係がなくなり、生計関係を共にしないこととなった日

（3）年金受給開始又は年金額の改定により認定基準収入額以上となったときは、受給が開始された、又は増加した年金の受給日

（4）他の医療保険制度の被保険者となったときは、資格を取得した日

（5）雇用保険法による給付を受給するときは、最初の処理日

（6）各医療保険者による休業給付を受給するときは、最初の振込日

- (7) 同居要件のある被扶養者が別居したときは、別居した日
- (8) 後期高齢者医療制度の被保険者となったときは、被保険者となった日
- (9) 給与収入が増加したとき（(4)を除く。）
 - ア 月給制の場合は、増加した給与に係る勤務開始日
 - イ 日給又は時給制の場合は、過去1年の収入が認定基準収入額以上となった翌月1日
- (10) 事業収入が増加したときは、税務署の確定申告書受付日

第10 被扶養者の認定及び取消しに係る手続き

1 被扶養者の認定

組合員は地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第94条に規定する「被扶養者申告書」に必要事項を記入のうえ、別表3、別表4、別表5（対象者に収入がある場合のみ。学生を除く。）及び別表6（国内居住要件の例外に該当する場合のみ）に掲げる書類を添付のうえ組合へ提出するものとする。

なお、その他必要に応じて関連資料の提出を求める。

また、所属所の受付日から30日以上経過して共済組合に提出する場合は、所属所長の理由書を提出するものとする。

2 被扶養者の取消し

施行規程第94条に規定する「被扶養者申告書」に必要事項を記入のうえ、別表7に掲げる書類を添付して、組合へ提出するものとする。

なお、その他必要に応じて関連資料の提出を求める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表2の改正は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

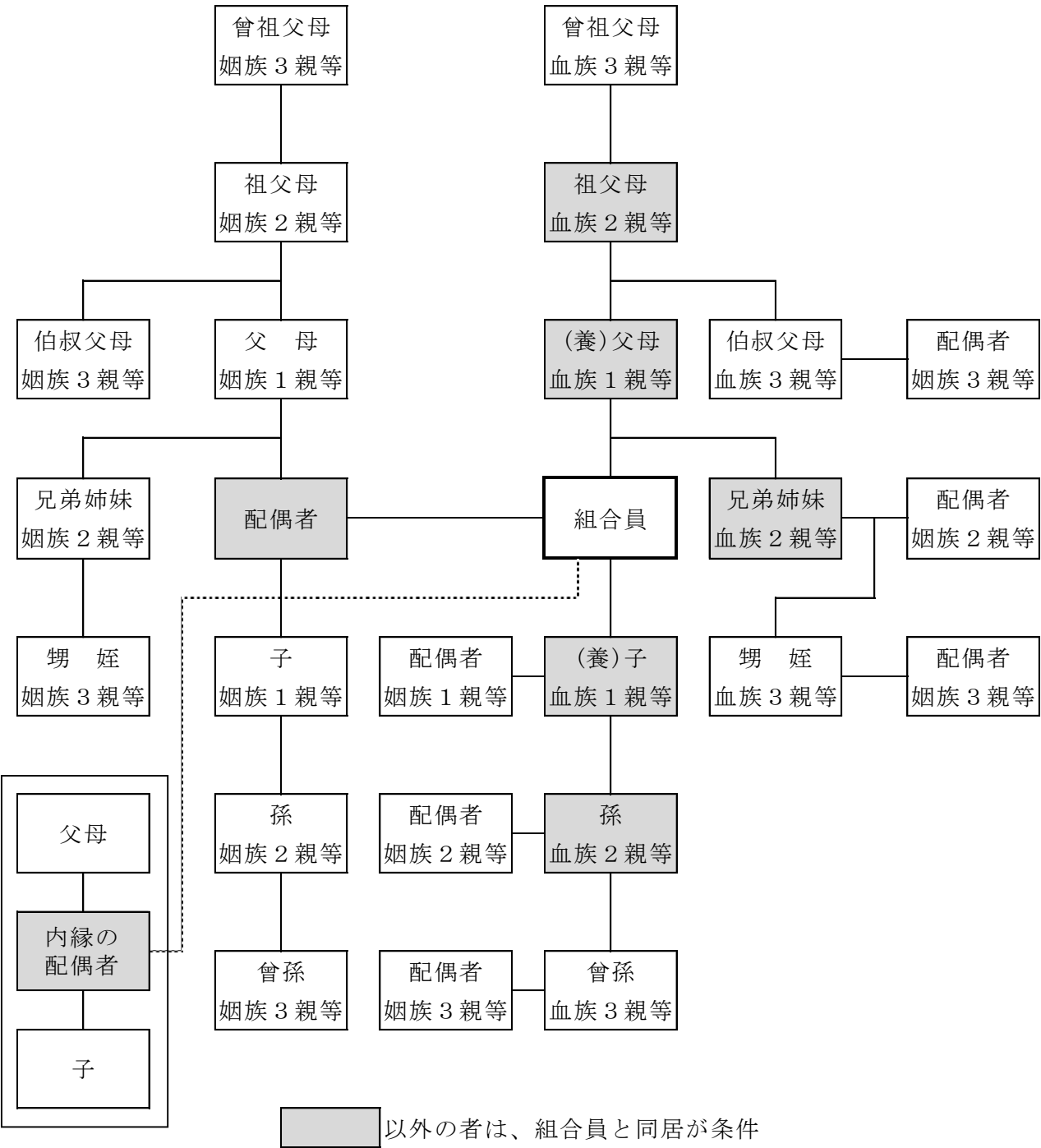
この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1

【三親等内の親族】



別表 2

事業収入に係る必要経費の認否一覧表

一般収入			農業等収入			不動産収入			学習塾等収入			
科目（所得税法）		認否	科目（所得税法）		認否	科目（所得税法）		認否	科目（所得税法）		認否	
給料賃金		×	雇入費		×	給料賃金		×	給料賃金		×	
売上原価		○	小作料・賃借料		○	外注工賃		●	外注工賃		●	
外注工賃		●	減価償却費		×	減価償却費		×	貸倒金		×	
減価償却費		×	貸倒金		×	貸倒金		×	地代家賃		△	
貸倒金		×	利子割引料		×	地代家賃		△	その他の経費	水道光熱費		△
地代家賃		△	その他の経費	租税公課	×	その他の経費	租税公課	×		旅費交通費		×
利子割引料		×		種苗費	○		水道光熱費	△		通信費		△
その他の経費	租税公課	×		素畜費	○		広告宣伝費	×		広告宣伝費		×
	荷造運賃	○		肥料費	○		損害保険料	×		修繕費		△
	水道光熱費	△		飼料費	○		修繕費	△		消耗品費		○
	旅費交通費	×		農具費	○		消耗品費	○		福利厚生費		×
	通信費	△		農薬衛生費	○		借入金利子	×		動力・燃料費		○
	広告宣伝費	×		諸材料費	○		動力・燃料費	○		賃貸料		×
	接待交際費	×		修繕費	△		賃貸料	×		リース料		○
	損害保険料	×		動力光熱費	○		リース料	○		研修費		×
	修繕費	△		作業用衣料費	×		雑費	×		負担金		×
	消耗品費	○		農業共済掛金	×					支払手数料		×
	福利厚生費	×		荷造運賃手数料	×					借入金利子		×
	借入金利子	×		土地改良費	○					雑費		×
	研修費	×		給料賃金	×							
	動力・燃料費	○		水道光熱費	○							
	賃借料	×		地代	×							
	リース料	○		雑費	×							
	諸材料費	×										
	負担金	×										
	雑費	×										

- ※ 給与賃金、雇入費は従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため認められない。
（経営者として従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあるため、他の必要経費を差し引いた結果、認定基準収入額未満となった場合においても被扶養者の対象とならない。）
- ※ 「●」の外注工賃は、派遣委託費用など給料賃金に相当する内容である場合、給料賃金と同様に解釈する。
- ※ 「△」の科目については、事業所と自宅の住所が異なる場合のみ必要経費として認める。
- ※ 一覧表に記載されていない科目等については、個別に判断する。
- ※ 同業種であっても規模や事業形態等の違いにより経費の認否は異なることがある。

別表3

認定手続きにおける共通確認書類一覧表

○：提出書類

対 象 者		扶養事実確認書	学生証の写し 又は在学証明書 ※1	住民票等 (提出日から3か月以内に 発行されたもの)
配 偶 者	扶養手当が支給される者			
	扶養手当が支給されない者	○		
	(共通)	国民年金第3号被保険者関係届 (該当する場合) ※2		
子 (姻族は除く)	18歳未満の者			
	18歳以上の学生		○	
	18歳以上の学生でない者	○		
	(共通)	組合員の配偶者の収入確認書類 (配偶者が被扶養者又は組合員でない場合) ※3		
孫・兄弟・姉妹 (姻族は除く)	18歳未満の者	○		
	18歳以上の学生		○	
	18歳以上の学生でない者	○		
	(共通)	対象者の親の収入確認書類 (親の同居・別居は問わない) ※3		
父 母 ・ 祖 父 母 (姻族は除く)	(共通)	○		
その他三親等以 内の親族	18歳未満の者	○		○※4
	18歳以上の学生		○	○※4
	18歳以上の学生でない者	○		○※4
(共 通)	組合員と別居している者 (18歳未満の者及び学生を 除く)	扶養事実確認書 援助額の確認書類		
	認定対象者に配偶者がいる者 (組合員の配偶者を除く)	配偶者の収入の確認書類※3		

※1 学生証の写しは、有効期限がある場合又は発行日が認定日の属する年度内の場合のみ認める。

「第3 9」に該当する学生であることが確認できない場合は、扶養事実確認書、送金額確認書類(別居の場合)、別表5の収入確認書類(収入がある場合)を提出する。

※2 個人番号又は基礎年金番号を記入し、基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号を確認できる書類を添付する。

なお、短期組合員は、所属所から所管の年金事務所へ提出する。

※3 源泉徴収票又は別表5に掲げる書類(給与を除く。)を提出する。ただし、源泉徴収票に就職日の記載がある場合は、別紙1「給与見込証明書」を提出する。

※4 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

別表 4

認定手続における認定日確認書類一覧表

認定事由	提出書類
退職	退職日が確認できる書類 (退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し、健康保険資格喪失証明書等)
医療保険制度の被保険者の資格喪失	健康保険資格喪失証明書
婚姻	戸籍謄本（抄本）の写し
養子縁組	戸籍謄本（抄本）の写し ※
事業廃止	税務署に提出した廃業届の写し
同居	住民票の写し ※
雇用保険法による給付満了	雇用保険受給資格者証両面の写し等 ※
各医療保険者による休業給付の受給満了	休業給付の最終の振込日が確認できる書類の写し

※ 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

別表 5

認定手続における収入額確認書類一覧表
(学生を除く。)

収入の種類		提出書類
給与	月給制	給与見込証明書（別紙１）
	日給、時給制	就職日が申告時の過去１年以内でなく、かつ、１年以内に労働条件の変更がない場合 ・給与見込証明書（別紙１） ・給与実績証明書（別紙２）
		申告時の過去１年以内に、就職した場合又は労働条件を変更した場合 給与見込証明書（別紙１）
事業収入		・確定申告書の写し ・収支内訳書の写し
公的年金収入		年金額改定通知書の写し ※
個人年金等		最新の年金額が確認できるもの
雇用保険法による給付		雇用保険受給資格者証両面の写し等 ※

※ 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

国内居住要件に関する提出書類一覧表

【日本国内に住所がある場合】

当組合において、地方公共団体情報システム機構からの本人確認情報の提供による住所情報が確認できない場合	住民票 (提出日から3か月以内に発行されたもの)
--	-----------------------------

【日本国内に住所がない場合】

例外該当事由	添付書類
① 外国に留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

- ・ 被扶養者申告書に国内居住要件の例外に該当する旨を記載し、それを証明する書類等を添付する。
- ・ 書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する。

認定取消し手続きにおける提出書類一覧表

取 消 事 由	提 出 書 類 (コピー可)
就 職	就職日が確認できる書類 (内定通知書、雇用証明書、資格情報通知書、資格確認書等)
離 婚	戸籍等 ※ 1
別 居	住民票等 ※ 1
婚 姻	戸籍等 ※ 1
死 亡	死亡日が確認できる書類 ※ 2 (死亡診断書、戸籍、住民票の写し等) ※ 1
給与収入が認定基準額以上となる場合	月給制 労働条件通知書、雇用契約書の写し等 日給、時給制 給与実績証明書 (別紙 2)
健康保険に加入する場合	資格情報通知書、資格確認書
事業収入が認定基準額以上となる場合	確定申告書及び収支内訳書の写し
年金の受給開始又は受給額の改定により認定基準額以上となる場合	年金決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し 受給が開始された、又は増加した年金の受給日が確認できる書類 (年金支払通知書等) ※ 2
雇用保険法による給付を受給する場合	雇用保険受給資格者証両面の写し等 ※ 2
各医療保険者による休業給付を受給する場合	休業給付の最初の振込日が確認できる書類の写し
共 通 (交付を受けている者に限る。)	資格確認書、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証
共 通 (配偶者が国民年金第 3 号被保険者の場合)	国民年金第 3 号被保険者関係届 ※ 3 (健康保険に加入する場合を除く。)

※ 1 戸籍及び住民票は提出日から 3 か月以内に発行されたものとする。

※ 2 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

※ 3 短期組合員は、所属所から所管の年金事務所へ提出する。

給与見込証明書

氏 名

就 職 日 平成・令和 年 月 日

給 料 形 態 月給 円 日給 円 時給 円

雇 用 期 間 ☐ 定めている (令和 年 月 日まで) (更新「有・無」)☐ 定めていない

労働条件の変更

☐ 無☐ 有

※ 過去1年以内に、労働条件(給料、勤務時間等の給与支払に影響するものに
限る。)に変更があった場合、変更年月日と変更内容を記入してください。

例 令和6年4月1日から 時給1,000円から時給1,200円へ変更

令和6年10月1日から 1日の勤務時間を5時間から7時間へ変更

給 与 支 払 月	給料額 ※	各種手当 ※	計
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
賞与 令和 年 月	円	円	円
賞与 令和 年 月	円	円	円
合 計			円

※ この証明書には、将来1年間分の総支給額(各種控除前の額)を記載してください。

※ 「各種手当」欄は、通勤手当等の非課税の手当を含めて記載してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

給与実績証明書

氏 名
就 職 日 平成・令和 年 月 日
給 料 形 態 月給 円 日給 円 時給 円

給 与 支 払 月	給料額 ※	各種手当 ※	計
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
賞与 令和 年 月	円	円	円
賞与 令和 年 月	円	円	円
合 計			円

※ この証明書には、過去1年間分の総支給額(各種控除前の額)を記載してください。

※ 「各種手当」欄は、通勤手当等の非課税の手当を含めて記載してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
事業所所在地
事業所名
代表者名